

令和7年度 和歌山県

はかりの定期検査のお知らせ

～そのはかり、検査を受けていますか？～

取引（商売）や証明に使用する【はかり】は、計量法の規定により2年に1度、和歌山県が実施する検査を必ず受検しなければなりません。



田辺市は今年度が実施対象となっておりますので、取引（商売）や証明に【はかり】を使用している方は、必ず検査を受けてください。



検査に合格した【はかり】には左のシールが貼られます。

検査を受検していない、または合格していない【はかり】は、取引（商売）や証明に使用できません。

検査の対象となる【はかり】については裏面を参照してください。

「田辺市龍神村・中辺路町・鮎川・下川下」検査会場・日程

白寿荘 (田辺市龍神村福井1017-2)	令和7年10月9日 (木)	11:00～11:45
湯ノ又集会所 (田辺市龍神村湯ノ又329-1)	〃 〃	13:00～13:30
龍神行政局 (田辺市龍神村西376)	〃 〃	14:00～15:30
近野林業会館 (田辺市中辺路町近露907-2)	令和7年10月10日 (金)	9:15～9:45
中辺路公民館 (田辺市中辺路町栗栖川402-1)	〃 〃	10:30～12:00
大塔総合文化会館 (田辺市鮎川2567)	〃 〃	13:30～14:30
富里連絡所 (田辺市下川下930)	〃 〃	15:15～15:45

問い合わせ先

1	和歌山県商工企画課 計量指導班 TEL 073-441-2713 FAX 073-432-4409	2	田辺市 商工振興課 TEL 0739-26-9970 FAX 0739-22-9903
---	--	---	--

令和7年度【はかり】の定期検査について

- 計量法第19条の規定により、表面日程のとおり【はかり】の定期検査を実施します。
- 検査対象の【はかり】について確認したい方は、表面記載の（問い合わせ先1）までご連絡ください。
- **新品免除**：はかりの検定証印等に付された製造年月の翌月1日から起算し、検査日現在で1年を経過していないはかりは、今回の定期検査は免除になります。

検査の対象となる【はかり】の一例

- (1) 商店（精肉店、鮮魚店、米穀店、菓子店、惣菜店等）での計量販売に使用するはかり
- (2) 薬局、病院、医院の調剤用はかり及び健康診断に使用する証明用体重計
- (3) 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等での健康診断に使用する証明用体重計
- (4) 各種農林水産物の計量販売に使用するはかり
- (5) 事業所（農協、漁協、工場等）での受入・出荷時に使用するはかり、内容量及び品質表示のための計量に使用するはかり
- (6) 運送（宅配便）会社の荷物の運賃算出のための計量に使用するはかり（**取次店を含む**）
- (7) 官公庁（保健所、保健センター等）で各種証明に使用するはかり
- (8) 百貨店、スーパー、青果市場、魚市場、観光農園、貴金属店、釣具店、LPG充填所等での計量に使用するはかり

検査の対象から除かれる【はかり】の一例

- (1) 事業所や商店で、商品の製造・加工工程で使用するはかり
- (2) 個人の健康管理のために使用する体重計
- (3) 料金等の目安を調べるために使用するはかり
- (4) 各農家から農協に出荷する際にのみ使用するはかり

【はかり】は精度を確保するための検定等が実施されており、これに合格したのものには次の証印が付されています。



検定証印



基準適合証印



この証印がある【はかり】は、**家庭用計量器**ですので、取引や証明に使用することはできません。



※家庭用計量器以外にも「取引証明以外用」と表記されている計量器もありますので、取引証明に使用する場合は、検定証印、基準適合証印の有無を確認してください。

はかりを取引や証明に使用する場合は、上記の**検定証印**、**基準適合証印**のどちらかが付されているはかりを使用しなければなりません。

【検査手数料】

- ・ 検査を受けるには検査手数料が必要です。
- ・ はかりの種類によって手数料は異なります。（1台につき500円～2,200円）